スウェーデンに対する事前質問事項（JD仮訳）

**障害者権利委員会**

2013年９月30日

List of issues in relation to the initial report of Sweden, adopted by the Committee at its tenth session (2–13 September 2013)

**A.目的と一般的な義務(第1–4条)**

**定義(第2条)**

1. 条約に照らした人権モデルと障害の概念について、法律制度(裁判官を含む)と行政制度(公務員)の中ではどのように理解されているか？また、スウェーデン当局、たとえば、裁判官や公務員(保護観察官を含む)に対する訓練において障害の概念の理解を確実に一致させるために、どのような具体的な対策が進められているのか?

2. 条約(障害との関係に関する事項を含む)に依拠する形で、すべての関連する部門の中での、そして、すべての人による障害の人権モデルと障害の範囲に関する適切な理解を確保するために、どのような対策がこれまで実施され、また将来実施されるようになるのかということに関する情報を提供していただきたい。

3.　障害に関する国家行動計画の個別の進展と成果についての該当する統計情報と、この進展が障害当事者団体との建設的対話にどのように反映されてきているかを示していただきたい。

4.　新規または改正された法律の観点を含めて、都市と村落地域を含む社会のすべてのレベルで、国際的な金融危機(2008)は、スウェーデンの障害のある人の日常生活にどのような影響を及ぼしたのか?また、短期、長期双方の見通しに留意しながら、どのようにスウェーデン当局は、金融恐慌のマイナスの影響を防ぐための最大限利用できる資源を活用する義務を果たしたのか?

5.　年齢、民族起源、性的指向、宗教的背景と性別に関係なく、スウェーデンにおける障害のある人に関する政策と法律の作成と施行の中で、障害当事者団体の効果的で、継続的で、最適な関与を確実にするためにとられた対策を記していただきたい。

たとえば財政援助、手話通訳、パーソナル・アシスタンス、障害に起因する追加支出への補償を提供することによって、障害のある人が政策と法律の作成と施行に一層大きくかかわることを可能にするために、政治・行政当局は、資源と合理的な配慮を提供しているのか?そして、どのように、締約国は、障害当事者団体の直接的な関与とその影響を統計的に記録しているのか?

6.　どのようなやり方で、サアミの狩猟民を含む民族的マイノリティーに属する障害のある人はスウェーデンの障害者政策と法律の中に完全かつ平等に包含され、またカバーされるのか?そして、どのようなやり方でそのような障害のある人は、条約の第４条パラグラフ３に従って意見を求められたのか?

7. スウェーデンの自治地域に居住している障害のある人が、スウェーデンからの初回報告の中に完全に包含されているかどうかに関して、そして、その中で、障がいのある人がどのようなやり方で条約の第４条パラグラフ３に従って障害当事者団体のかかわりの一部として意見を求められたかについて、委員会に知らせていただきたい。

**B。個別の権利**

**平等と非差別(第5条)**

8.　スウェーデンの反差別法が、条約によってカバーされるすべての部門と分野を対象としているかどうかに関する情報を提供していただきたい。

9.　条約のスウェーデン語訳とその訳語版の使用とが、結果として障害のある人の差別からの保護を弱めるような方向で、条約に記されたいかなる権利にも影響を確実に及ぼさないようにするために、どのような対策がスウェーデンによってとられてきているのか?

10. 条約に記された合理的な配慮の概念は、雇用と職業での平等な取扱いに向けた一般的な枠組みを設定している欧州連合理事会指令No.2000/78/ECの射程の内外の分野に関して、スウェーデンのすべての法律の中で統一して理解され、また適用されるのか?そして、そうであるならばどのように?

11.　障害のある人に対するあらゆる形の差別に対応するためにスウェーデンで用意されている差別オンブズマンなどの機関が対象とする範囲と権限を記していただきたい。また、それらの機関は、民間部門と公共部門を含めて、スウェーデン社会のすべての集団と行政レベルに対する権限を有しているのか?

12.　差別行為があったと申し立てられた部門に個別に言及する形で、裁判制度と法律行政制度の中での障害を理由とする差別の訴訟に関する統計的な情報を提供していただきたい。そして、それらの訴訟の結果に関する統計的データを用いてその情報を補い、また，それらの統計の収集方法を示していただきたい。

13.　条約の選択的議定書のもとで委員会によって採択された決定事項を実行に移すために用いられている手続きを示していただきたい。また、締約国による条約違反を委員会が指摘した通知No.3/2011，H.M.v.Sweden(2010年12月6日に採択された)で公表された見解を実施するための対策を示していただきたい。

**障害のある女性(第6条)**

14.　特に、スウェーデン人以外の民族的背景を有していたり、サアミ族に属している女性と子供たちを含める形で、締約国がどのようにして、政策と法律の作成と実行の中で障害のある女性と少女が参加することと、障害のある人に関する統計的分析の中に彼女たちが含まれることを確実なものとしているのかに関する情報を提供していただきたい。

**障害のある子供たち(第7条)**

15. 障害のある子供たちの意見を最大限尊重することを確保するために、スウェーデンでは、条約の第7条パラグラフ3に従ってどのような対策がとられてきているのか?　ここでは、その子供にコミュニケーション支援の必要があるかどうかは関係ないものとする。

**意識向上(第8条)**

16. 報告書の中で、締約国は、これまで実施されたか、あるいは実施されることになっているいくつかのキャンペーンの内容を示している。それらのキャンペーンの一部は、市民団体によって、人権アプローチに基づいて障害のある人を描かず、否定的、慈善的、または医学的アプローチによって彩られているという理由で批判されてきている。スウェーデンは、すべてのキャンペーンの中で人権アプローチが確実に用いられるようにどのように計画しているのか?また、文化的偏見を理由として障害のある人が直面しかねない個別の差別事項を優先することを含めて、そのようなキャンペーン資料と原稿の作成の中で、スウェーデンではどのような方法と戦略が用いられているのか?

**アクセシビリティー(第9条)**

17.　条約の第1条と第9条に従ってすべての障害のある人がアクセシビリティーに対する障壁を除去できるとする義務を、スウェーデンの法律と規則がどのように取り扱っているのかということと、新規の強制力のある法律や規則を導入する計画を含めて、すべてのインペアメントのグループを対象とする包括的国家行動計画が存在しているかどうかを示していただきたい。また、現在あるアクセシビリティーに関する規則と義務が確実に守られるようにするために、どのような監視機構が設置されてきたのかということと、その監視機構が実際にどのように機能しているかということに関する情報を提供していただきたい。条約の批准以降、アクセシビリティーに関する政策と行動計画に具体的な変更はあったのか?もし、あったのであれば、それらの変更を記していただきたい。そして、どのようにして、締約国は、物理的環境、輸送、情報通信技術と公式のウェブサイトを含む電子技術に関する一層高度なアクセシビリティーを手に入れるための手段として公共調達を活用しているのか?

**法律の前での平等な認識(第12条)**

18.スウェーデンの法律は、金銭管理、生活環境、その他の分野で、障害のある成人に関する代理意思決定を認めているのか?

19. どのように、障害を理由として後見人を付けられている人が、例えば、その人が「複合的な」知的障害を有している場合に、その人自身によって選ばれた特定の人による恣意的でない個人的サポート(言い換えれば、意思決定へのサポート)を求めることができるのかを示していただきたい。

**司法へのアクセス(第13条)**

20.裁判と行政の制度にアクセスするときの障害に関連する障壁、例えばコミュニケーションに関する障壁を克服するために、障害の種類・程度に関係なく、障害のある人に対してどのような合理的配慮が提供されているのか（その中には、コミュニケーションのバリアを克服するための裁判所の中での手話、絵文字、代替言語、点字、誘導ループの提供や物理的なアクセシビリティーの確保などが含まれる）？そして、何らかの合理的配慮が欠如しているのであれば、司法への完全かつ平等なアクセスを達成するための行動計画に関する情報を提供していただきたい。

21.何らかの理由で、裁判所や行政裁判機関で陪審員になることができない障害のある人のグループは存在しているのか?また、障害のある人が陪審員としての役割を果たすために、必要な合理的配慮を受けることは可能であるのか?

**人間としての自由と安全(第14条)**

22.障害のある人、例えば心理社会的または知的な障害のある人が罪を犯した場合に、同じ様な罪を犯した障害のない人に対する判決よりも刑期の長い判決を言い渡されることになる状況はあるのか?

23.18歳未満の障害のある人が、拘置やその他の刑務所収容の判決を受け、その収容の場で成人と一緒とされることがあるのかどうかに関しても委員会に知らせていただきたい。

24.警察や法律執行機関の公務員は、彼らの監督・保護のもとに置かれている障害のある人の適切な処遇を確保するために、様々な障害のある人との接し方に関して、どのような訓練を受けているのか?

25.障害を理由として、障害のある人が自分が犯した罪に関する裁判を受けることに適さないとみなされるケースはあるのか?もし、あるとすれば、それ以降、どのような行政的または法律的手続きによって、その人の正当性が保障されるのか?

26.障害のある人が完全かつ納得した上での同意がなく（法的？）対応がなされる状況において、その対応の種類と内容に関する詳しい情報を示し、また、そのような状況に置かれている障害のある人の虐待を防止するためにとられている措置を示していただきたい。さらに，そのような障害のある人の完全かつ納得した上での同意なしに、そのような対応が行われる可能性のある最長期間についての情報も示していただきたい。

**拷問または非人間的な扱いからの自由(第15条)**

27.任意か強制かを問わず、2009年から2012年までの間に、心理社会的な障害のある人に対して、どれだけの事例の電気痙攣療法が実施されたのか?また、この種の治療をだれが正当であると認め、事例がどのように記録され、だれが使用をチェックしているのか?

**搾取、暴力、虐待からの自由(第16条)**

28.障害のある女性、少女、少年に対する虐待と暴力は、どのように、そしてどの程度、統計的に記録されているのか?そのような虐待や暴力が生ずることを防止するために何が行われてきているのか?そのような暴力と虐待を経験している障害のある女性や子供に、どのような支援が提供されているのか?それらの障害のある人たちは、どのようにしてアクセシブルな危機対応センターに保護され、必要なパーソナル・サービスを受けることができるようになるのか?また、2012年に警察などの当局に報告された何らかの事例はあるのか?もし、あったとすれば、そのようにとられた行動は、どのような結果を生み出したのか?

**自立生活と地域社会へのインクルージョン(第19条)**

29.障害の種類や程度に関係なく、障害のある人は、地域社会の中のどこで、どのように住むかを自由に選択し、同時に、必要な個別的評価がなされた支援またはパーソナル・アシスタンスを受けることが可能であるのか?また、2008年以来、個人向け予算措置を伴うパーソナル・アシスタンスを受けている人の数は増加してきているのか、それとも減少してきているのか?そして、性別、年齢(成人/児童)、機能障害毎の平均的な支援の受け取りに関する進展を含めて、2008年以来の毎年の進展を反映している数字を示し、また、そのような進展に至った理由を記していただきたい。さらに、どのようにして締約国は、障害のある人が地域社会の中で完全にインクルージョンされ、また、教育、雇用、文化、レジャーに関して他の人と平等に参加できることを確認しているのか?

**教育(第24条)**

30.様々な障害のあるすべての子供に関し、条約の第1条の中の障害の概念に従って、学校のアクセシビリティーがどのように、どのレベルまで、そしてどこで達成されているのかについての情報を示していただきたい。また、北部地区をも含んだ都市部と村落地域両方の学校制度のアクセシビリティーを確保すること、また地域社会におけるすべての障害のある児童のアクセスとインクルーシブな指導を可能にするための具体的な行動計画が存在しているかどうかについての情報を示していただきたい。さらに、普通学校において質の高いインクルーシブ教育の目標を可能な限りレベルの高いものにするために、インクルージョンに関する教育と課程を通じて校長、教員、専門家、技術スタッフなどの資格と能力がどのように確保されているのかについて示していただきたい。また、障害のある子供とない子供の親たち、そして子供本人たちの間で、インクルーシブ教育に対する肯定的な姿勢はどのように形成され、維持されているのか?

**保健(第25条)**

31.地域社会を基盤とする様々なタイプの支援付き地域密着型住居に居住している人を含めて、特に集中的な支援を必要としている障害のある人がすべての種類の保健サービスへのアクセスを拡大させるために、スウェーデンがとってきている、またはとることを計画している対策についての情報を示していただきたい。

32.特に心理社会的な障害のある若い人に関する情報を含めて、障害のある人の高い自殺率に歯止めをかけるために、締約国によってとられている対策についての情報を示していただきたい。

**ハビリテーションとリハビリテーション(第26条)**

33. ハビリテーションとリハビリテーションは、機能障害が先天的か後天的かに関係なく、すべての障害のある人に、質的に何らの相違を生じることなく提供されているのか?また、ハビリテーションとリハビリテーションは、当事者の明確な同意を伴って決定された包括的かつ具体的な個別行動計画に基づいて、部門横断的かつ全人的(ホリスティック)な手法(24/7（毎日いつでも）の観点を含む)を用いて査定され、提供されているのか?

**仕事と雇用(第27条)**

34.性別と年齢によって分類された障害のある人の雇用状況の進展に関する情報を示していただきたい。また、一般労働市場での障害のある人の割合が減少してきている理由に関する情報を示していただきたい。さらに、一般労働市場における障害のある人の割合の減少に歯止めをかけ、できるだけ早期にその割合を確実に増加させるためにスウェーデンによってとられている対策についての情報を示していただきたい。また、そのときには、女性を対象とする対策と男性を対象とする対策を区別していただきたい。

**適切な生活水準と社会的保護(第28条)**

35.締約国は、障害のある子供たちの家族が地域社会を基盤とするサービスへのアクセスを確保したり、特に子供が家庭から遠く離れた医療施設で長期間にわたる治療を受けるときに生ずる収入の減少に対する経済的な補償をどの程度提供しているのか?

**政治と公共生活への参加(第29条)**

36.何らかの理由で、投票の権利を奪われている障害のある人はいるのか?いるとすれば、その理由は?

37.障害を理由として投票用紙に対応できない人は、投票での支援を委ねる人を選ぶ権利を有しているのか?

38.様々な形式で、障害のある人が、機能障害に関係なく、読んだり理解することのできる投票用紙は用意されているのか?

39.様々な種類の障害のある人が自分で投票手続きを完遂させることを妨げている様々な障壁を取り除くべく、新しい技術がどのように用いられているのか?

40.障害のある候補者は、選挙過程で生じるニーズに応じて、どのように配慮されるのか?

41.政党がアクセシブルな形式で資料を配ったり、実際に選挙が行われるまでの政治的なプロセスに障害のある人が全面的に加わることができるようにするために、どのような対策がとられているのか?

**C.個別の義務**

**統計とデータの収集(第31条)**

42.条約によって推進されている障害の概念は、平等な参加を妨げている社会的、物理的障壁、そしてコミュニケーションと態度の障壁によって引き起こされる差別に焦点を当てている。条約の批准以降、その結果として、（これまでの？）統計的手法から、障害のある人の差別と参加の欠如を測定する方法に変更したことについての情報を示していただきたい。条約を批准したことによる肯定的な影響は、統計的にどのように記述され、評価されているのか?

**国際協力(第32条)**

43.金融危機によって障害のある人にマイナスの影響が引き起こされることを防ぐために、スウェーデン政府は、先進国間と先進国・途上国間の二種の国際協力において、どのような積極的な役割を果たしてきているのか?

44.例えば、公的事業体や民間会社、国連機関、ＥＵ、非政府組織，障害当事者団体というような参加機関の出自と関係なく、どの分野の国際協力の主流にも障害が確実に含まれるようにするために、どのような対策がとられてきているのか?

**国内での実行と監視(第33条)**

45.特に、政府内の異なる行政機関の間での調整と協力、そして障害のある人を代表する組織の関与に関して、条約の第33条パラグラフ１に従って行政制度の中に設置されている中心的な部門の仕組みと役割を示していただきたい。そして、その中には、このような仕組みの具体的な成果の記述を含めていただきたい。

46.条約の第33条パラグラフ2の要件を満たすことを意図する独立の監視機構の仕組みと権限の範囲と、その機構が「人権の推進と保護のための国内機関の資格に関する原則」(パリ原則)にどの程度確実に従っているのかを示していただきたい。また、新しい課題が生じた結果として、条約の批准との関連で、この機構にどのような機能が加えられたのかを示していただきたい。監視機構に関して、障害当事者団体の意味のある関与を確保するために、どのような対策がとられているのか?また、締約国は、障害のある人に対する複合的な差別のリスクを最小限に抑えるために、この(障害者権利)条約を含むすべての国際条約とそのプロトコルの随所にみられる障害の視点を取り入れて、統一的な監視機構を設置するための具体的な計画を有しているのか?

**（翻訳：曽根原純・大室和也）**